

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月24日

石川県知事 馳 浩 殿

提出者

住 所 石川県羽咋郡宝達志水町杉野屋ぬ1-1

氏 名 三協立山(株) 石川工場
工場長 尾崎 徹

電話番号 0767(22)3181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三協立山株式会社 石川工場
事業場の所在地	石川県羽咋郡宝達志水町杉野屋ぬ1-1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	2332：非鉄金属製造業（アルミニウム合金押出・皮膜）
② 事業の規模	製品出荷額：13,000百万円
③ 従業員数	名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現 状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	ガラス・陶磁器屑	金属屑	木屑	廃アルカリ	廃酸
	排 出 量	2,070 t	23.0	11.1 t	0.9 t	0.1 t	32.7t	9.0 t	20.4t
	(これまでに実施した取組) ・ 梱包材の簡素化を行う。 ・ フィルタープレスの保守管理強化による汚泥(水酸化アルミB)含水率の低減。 ・ 廃プラスチック（ナイロンシート）の廃棄物量の低減を図る。 ・ ED排水処理方法の見直し及び乾燥機設置による余剰汚泥の低減。 ・ 廃アルカリをできるだけ中和剤として使い、有効利用する。								
② 計 画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	ガラス・陶磁器屑	金属屑	木屑	廃アルカリ	廃酸
	排 出 量	2,049 t	22.8t	10.9 t	0.9 t	0.1 t	32.3 t	8.9 t	20.2t
	(今後実施する予定の取組) ・ 梱包緩衝材（ダンボール）のリユース化による排出の抑制。 ・ 無機性汚泥（水酸化アルミ）の他用途への有効利用を検討する。 ・ 廃パレットの有価物化による廃プラの低減。								

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃プラスチック類、金属屑、木屑、廃油、ガラス・陶磁器屑、汚泥、廃蛍光灯はそれぞれに分別し、保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 保管庫に間違った廃棄物を入れないように表示方法の明確化。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	ガラス・陶磁器屑	金属屑	木屑	廃アルカリ	廃酸
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） ・特になし。									
② 計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	ガラス・陶磁器屑	金属屑	木屑	廃アルカリ	廃酸
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） ・特になし。									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現 状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	ガラス・陶 磁器屑	金属屑	木屑	廃アルカリ	廃酸
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特になし。								
② 計 画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	ガラス・陶 磁器屑	金属屑	木屑	廃アルカリ	廃酸
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし。								

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現 状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	ガラス・ 陶磁器屑	金属屑	木屑	廃アルカリ	廃酸
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ 特になし。								
② 計 画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	ガラス・ 陶磁器屑	金属屑	木屑	廃アルカリ	廃酸
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 特になし。								

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①
現
状

【前年度（令和6年度）実績】								
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	ガラス・陶磁器屑	金属屑	木屑	廃アルカリ	廃酸
全 処 理 委 託 量	2,070 t	23.0t	11.1 t	0.9 t	0.1 t	32.7t	9.0 t	20.4 t
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	74 t	23.0t	3.2t	0.9 t	0.1 t	0 t	9.0 t	20.4 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,996 t	0 t	7.9t	0 t	0 t	32.7t	0 t	0 t
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。								

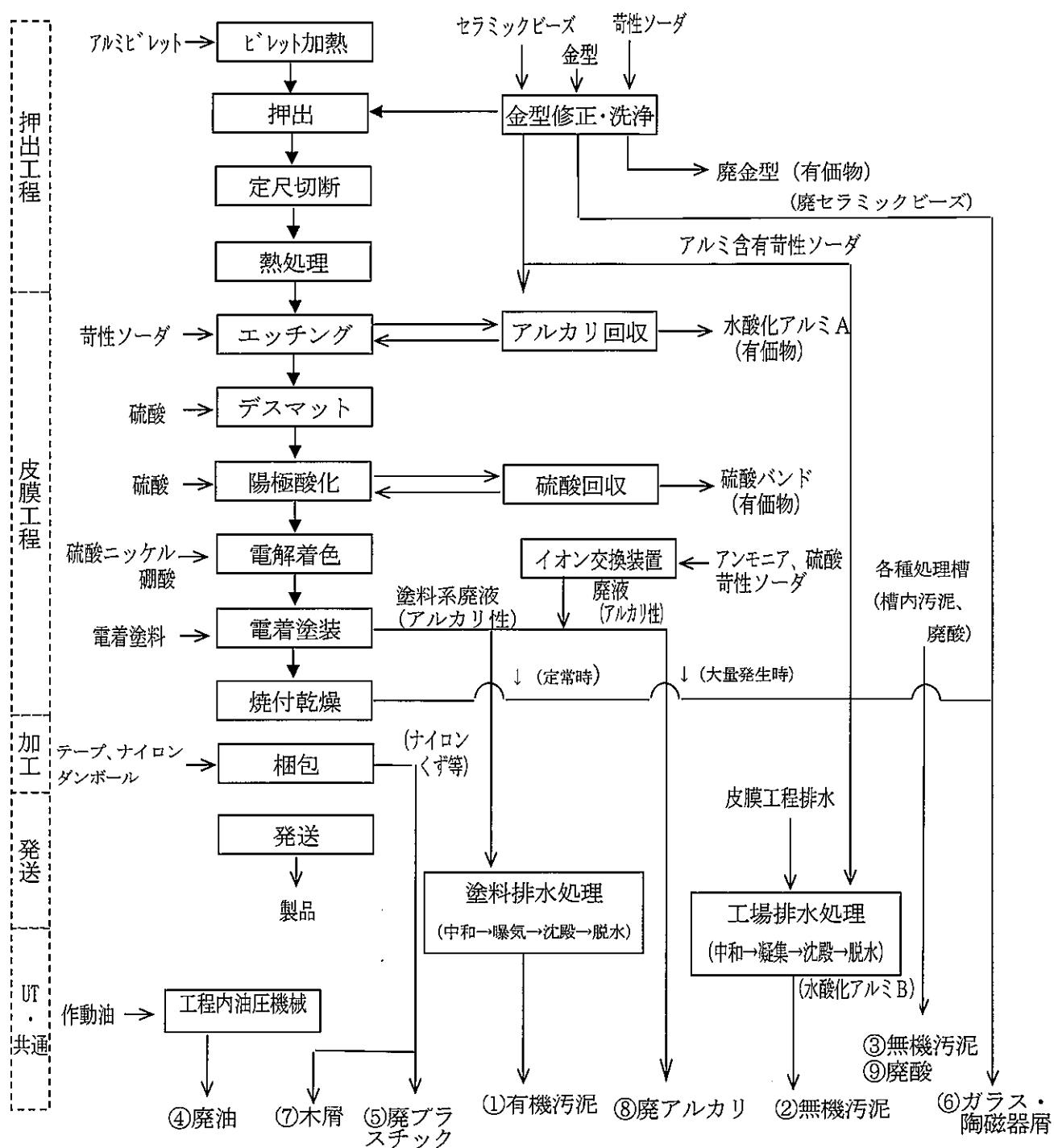
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	ガラス・陶磁器屑	金属屑	木屑	廃アルカリ	廃酸
	全処理委託量	2,049 t	22.8t	10.9 t	0.9 t	0.1 t	32.3 t	8.9 t	20.2 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	73 t	22.8t	3.1t	0.9 t	0.1 t	0 t	8.9 t	20.2 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,976 t	0 t	7.8t	0 t	0 t	32.3 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組)								
	・ 引続き再生利用可能な廃棄物については、再利用業者へ処理を委託する。 ・ 可能な限り優良認定処理業者を優先して選定する。 ・ 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。 ・ 電子マニフェストを導入しているため、電子マニフェストに対応可能な処理業者から選定する。								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

○ 産業廃棄物の一連の処理の工程



- ① 有機汚泥：業者に委託して乾燥後、肥料原料として再利用
- ② 無機汚泥：業者に委託して化学原料として再利用
- ③ 無機汚泥：業者に委託して混練後、セメント原料として再利用
- ④ 廃油：業者に委託して油水分離後、燃料油として再利用、残渣は管理型処分場に埋立処分
- ⑤ 廃プラスチック：良質のナイロンシートは有価物、それ以外は業者に委託してRPF燃料として再利用
- ⑥ ガラス・陶磁器屑：業者に委託して破碎・選別後路盤材として再利用
- ⑦ 木屑：業者に委託して破碎選別後、RPF燃料として再利用
- ⑧ 廃アルカリ：業者に委託して中和後、セメント原料として再利用
- ⑨ 廃酸：業者に委託して中和後、セメント原料として再利用

(管理体制図)

